

## デジタル人材養成講座（女性 SNS マーケティング人材養成編）業務 委託に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

この実施要領は、糸島市（以下「本市」という。）がデジタル人材養成講座（女性 SNS マーケティング人材養成編）業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、価格のみならず、企画力、技術力、専門性、実績等の点から最適な事業者を選定するため、必要な事項を定めるものである。

### 2 委託業務概要

- (1) 業務名：デジタル人材養成講座（女性 SNS マーケティング人材養成編）業務
- (2) 業務内容：デジタル人材養成講座（女性 SNS マーケティング人材養成編）業務仕様書のとおり
- (3) 履行期間：契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

### 3 本業務の委託金額の上限額

金 2, 777, 000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は、提案にあたっての上限額であり、契約額を示すものではないことに留意すること。

### 4 スケジュール

内容	日程
実施要領の公表、公募開始	令和 8 年 5 月 25 日（月）
質問書受付期限	令和 8 年 6 月 1 日（月）12 時
質問書への回答	令和 8 年 6 月 5 日（金）12 時までに回答
参加申込書受付期限	令和 8 年 6 月 10 日（水）12 時必着
参加資格審査の結果通知	令和 8 年 6 月 19 日（金）まで
企画提案書・見積書の提出期限	令和 8 年 6 月 25 日（木）12 時必着
プレゼンテーション日程通知	令和 8 年 6 月 30 日（火）
プレゼンテーション実施日	令和 8 年 7 月 7 日（火）予定
受託候補者公表、結果通知	令和 8 年 7 月 15 日（水）予定

### 5 参加資格要件

プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (2) 糸島市暴力団排除条例（平成 22 年糸島市条例第 200 号）に掲げる暴力団及び暴力団員でない者、また、暴力団及び暴力団員に関与していない者であること。
- (3) 国及び地方公共団体において、営業停止及び指名停止等の期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続きの開始の申立てがなされていないこと等、経営状況が著しく不健全でない者であること。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税、糸島市税等に滞納がない者であること。
- (6) 本事業を遂行するために必要とされる知識、技術、実績等を有していること。

## 6 質問書の提出及び回答

### (1) 質問の提出方法

質問は、質問書（様式 7）を用いて電子メールにて提出すること。また、質問書送信後は、送受信確認のため必ず電話により担当課へその旨を連絡すること。

なお、電話または口頭による質問は受け付けない

### (2) 質問の提出期限

令和 8 年 6 月 1 日（月）12 時

### (3) 質問に対する回答

質問への回答は糸島市ホームページに掲載し、個別には回答しない。なお、回答の内容は、本実施要領、仕様書に記載する内容の追加又は変更とみなす。

## 7 参加申込書類の提出

### (1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式 1）
- ② 会社概要書（様式 2）
- ③ 誓約書（様式 3）
- ④ 過去の主な類似業務の実績等（様式 4）
- ⑤ 誓約書（暴力団排除条例関係）・役員名簿（様式 5）
- ⑥ 添付書類

ア 登記簿謄本（登記事項証明書）

（3 か月以内に発行されたもの。複写でも可。個人事業者の場合不要）

イ 直近の糸島市税（市民税、固定資産税、法人市民税等）の滞納がないことの証明書

（3 か月以内に発行されたもの。複写でも可。本市で課税がない事業者等は不要）

ウ 会社概要パンフレット等

### (2) 提出部数 各 1 部

### (3) 参加申込関係書類の配布 本市ホームページより取得のこと。

### (4) 提出方法 持参または郵送

(5) 提出期限

令和8年6月10日(水)12時必着

※受付時間：8時30分から17時まで

なお、6月1日から6月9日は9時から16時45分まで(日曜日、土曜日及び祝日法に規定する休日を除く。)

※郵送の場合は期限までに必着とする。

8 参加資格の審査

参加申込書を提出した者について、参加資格を有する者であるかの審査を行い、その結果について、参加資格審査結果通知書により通知する。

参加申込書の提出後に、プロポーザル参加を辞退する場合は、参加辞退書(様式6)を提出すること。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書 6部(正本1部 副本5部)

※「10 企画提案書作成方法」に沿って企画提案書の作成をすること。

② 見積書(内訳の分かるもの)1部

※「11 見積書の作成方法」に沿って見積書の作成をすること。

(2) 提出方法 持参または郵送

(3) 提出期限

令和8年6月25日(木)12時必着

※受付時間：9時から16時45分まで。

(日曜日、土曜日及び祝日法に規定する休日を除く)

※郵送の場合は期限までに必着とする。

※期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなす。

※提出された企画提案書等について、提出期間終了後の内容の修正又は変更は認めない。また、提出書類は返却しない。

10 企画提案書の作成方法

(1) 企画提案書は、「デジタル人材養成講座(女性 SNS マーケティング人材養成編)業務仕様書」の内容を踏まえて作成し、「別紙評価表」の評価項目及び評価の視点に即した提案とすること。

(2) 企画提案は1事業者につき1案とすること。

(3) 企画提案書は、専門知識を有しない者にも理解できるように配慮し、簡潔かつ明瞭に記述すること。

(4) 企画提案書の体裁は、原則としてA4判両面長辺綴じ印刷(図表等についてはA3

判の折込みも可) 15 ページ以内 (表紙はページ枚数に含まない) とし、縦、横は問わない。

- (5) 目次及びページ番号を付すこと。
- (6) 業務の一部の再委託を予定している場合は、その内容と事業者名、代表者名、所在地を明記すること (A 4 判で様式は任意)。

## 11 見積書の作成方法

- (1) 「3 本業務の委託金額の上限額」の範囲内で提案を行うこと。
- (2) 様式は任意とする。
- (3) 金額については、消費税及び地方消費税を除いた価格、税込み価格(総額)をともに記載すること。
- (4) 内訳書(算定根拠)を添付し、具体的な内容が分かるよう金額を表示すること。
- (5) 金額の訂正は不可とし、その他の記載事項を訂正する場合は、該当箇所に押印すること。
- (6) 見積価格が著しく低額であるなど、契約の履行がなされない恐れがあると市が認めるとき、又は、契約締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当と認められるときは、調査のうえ、契約を締結しないことがある。なお、調査に当たり、必要な資料の提出を求められた場合は、追加での資料提出を行うこと。

## 12 選定方法

受託候補者の選定は、デジタル人材養成講座(女性 SNS マーケティング人材養成編)業務受託候補者選定委員により、別紙評価表の「評価項目」及び「評価の視点」に基づく審査を行い、評価の合計得点が最も高い提案者を受託候補者として選定する。

合計得点が同点となる提案者が2者以上あるときは、選定委員の協議により、順位を決定する。

ただし、審査にあたっては最低水準を60点(満点100点)とし、最低水準未満の得点の場合は、受託候補者の対象としない。このため、応募事業者が1者の場合でも審査を行う。

### (1) 書類選考による選定

3者より多くの参加申込があつた場合は、選定委員が企画提案書等について別紙評価表の評価項目及び評価の視点に基づき書類審査を行い、3者を選定し、選定された者のみでプレゼンテーションの審査を実施する。

### (2) プレゼンテーションによる選定

選定委員は、プレゼンテーションにより評価表の評価項目及び評価の視点に基づく審査を行い、評価の合計得点が最も高い提案者を受託候補者として選定する。

### (3) プレゼンテーション実施の概要

#### ① 日時・場所

令和8年7月7日(火)に糸島市役所会議室で実施を予定。

日時、開始時間等の詳細については、6月30日(火)に電子メールアドレスへ通知する。

② 配分時間

1者あたり、30分(プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分)とする。

③ 参加者数

本業務に直接携わる者3人以内とし、業務責任者(本業務全体のマネジメントを担当し、契約後は本市との打ち合わせに参加する者)は必ず出席すること。

④その他

- ・プレゼンテーションは非公開とする。
- ・プレゼンテーションの順番は、糸島市地域振興部人権・男女共同参画推進課で決定し参加申込者に通知する。
- ・企画提案書の内容の変更及び企画提案書に記載されていない内容の提案は認めない。
- ・プレゼンテーションは事前に提出した資料で説明すること。
- ・パワーポイント等でパソコンを使用する場合は、市が準備するスクリーン、プロジェクターを使用できる。それ以外に必要な機材は各自持参すること。

13 選定結果の通知

- (1) 選定結果はプレゼンテーション参加者すべてに書面で通知するとともに本市のホームページで受託候補者を公表する。なお、審査結果についての異議、問い合わせは一切受け付けない。
- (2) 選定結果(採点含む)に係る情報公開については、糸島市情報公開条例の規定に則って処理する。

14 契約に関すること

(1) 契約の締結

本市は、受託候補者と契約に向けた協議を行い、委託契約を締結する。契約時の仕様書の内容は、プロポーザルの企画提案を基本とし、プロポーザルに際し示した仕様書の要件を全て満たすことを前提とする。なお、プロポーザルの企画提案において、仕様書に記載のない内容が提案され本市が有益な内容であると認めた場合、契約時に追記する可能性がある。

(2) 次順位者との協議

受託候補者が委託契約を締結できない事由が発生した場合または協議が整わない場合には、プロポーザルにおいて次順位となった参加者のうち、順位が上位であった者から委託契約について協議を行うものとする。

(3) 契約に要する費用の負担

契約に要する費用は、すべて業務受託者の負担とする。

(4) 支払い条件

本業務の委託料の支払いは、受託者が提出した業務完了報告書等を市が確認し、検査

の結果、適正であると認められた後に、適法な請求書を受理してから 30 日以内に全額を支払うものとする。

15 その他留意事項

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合には、失格とする。
- (2) プロポーザルに参加する費用は、すべて参加申込者の負担とする。

16 書類の提出先、問い合わせ先

糸島市 地域振興部 人権・男女共同参画推進課（担当：犬丸・櫻井）

〒819-1192 福岡県糸島市前原西一丁目 1 番 1 号

電話番号：092-332-2075（課直通）

電子メールアドレス：[jinkendanjo@city.itoshima.lg.jp](mailto:jinkendanjo@city.itoshima.lg.jp)